

迷惑メールブロックサービス 利用規約

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」という。)が提供する「迷惑メールブロックサービス」(以下「本サービス」という。)の利用について定めるものです。
2. 本サービスの契約者(以下「ユーザ」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 適用

1. 本規約はユーザと当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。
2. 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP 通信網サービス契約約款又はドリームネット利用規約—メール会員向け(以下「ドリームネット利用規約」といいます。)が適用されるものとします。
3. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の変更

1. 当社は本規約をユーザの承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。
2. 本規約の変更は、ユーザに通知された時に効力を生じるものとします。

第4条 契約の単位

1. 当社は、IP 通信網サービス契約約款に規定する第2 種契約者に係る1 のメールアドレス又はドリームネット利用規約に係る1 のメールアドレスにつき、1 の迷惑メールブロックサービス契約を締結します。

第5条 本サービス

1. 本サービスは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メール(以下「迷惑メール」という。)で、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェア(以下「本ソフト」という。)を用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報に迷惑度を付与、件名に[meiwaku]を付記する事や、ユーザへ迷惑メールの配送を防止する事、を目的としたサービスです。
2. 本サービスは、ocn.ne.jp のドメインを含むOCN メールでご利用が可能です。
3. ユーザは OCN メールアカウントを取得し、当社所定のホームページ等を利用して、本サー

ビスの申込み、利用設定、解除を行うものとします。

4. その他当社所定のホームページに掲示された機能を有します。

第6条 本サービスの申込の不承認と取り消し

1. 利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 利用申込者がIP 通信網サービス契約約款に規定する第2 種契約者又はドリームネット利用規約に規定する契約者ではない場合

(2) 利用申込者がIP 通信網サービス契約約款に規定する第2 種契約者であっても、当該約款附則平成15 年2 月21 日経企第1302 号及び平成15 年10 月15 日経企第695 号で規定するサービスプランの契約をしている場合

(3) 利用申込者がIP 通信網サービス契約約款に規定する第2 種契約に係る電子メールアドレスを保持していない場合

(4) 利用申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、又は、添付書類に不備がある場合

(5) 利用申込者が未成年の場合、成年被後見人、被補佐人の場合（未成年者が当社所定の様式により親権者等法定代理人の同意を得た場合、また、成年被後見人、被補佐人が当社所定の様式により法人代理人又は補佐人の同意を得た場合を除きます）

(6) 利用申込者が、過去に第8 条（利用停止および利用解除）の処分を受けたことがある場合

(7) 利用申込者が、IP 通信網サービス契約約款に規定する料金又は工事に関する費用又はドリームネット利用規約に規定する料金の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがある場合

(8) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合

2. 当社は、利用申込を承認した後であっても、承認したユーザが前項のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、当該承認を取り消すことができるものとします。

第7条 利用中止および中断

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止および中断（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。）することがあります。

(1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

(2) ユーザに係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき

(4) 当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき

(5) 本ソフトを提供する者が事業を休止したとき

- (6) 当社に付与された本ソフトに係るライセンスが終了又は失効したとき
- (7) 当社が第三者から本ソフトが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告を受けたとき
- (8) 本ソフトに起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して利用することが著しく困難であるとき
- (9) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合
- (10) その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8条 利用停止および利用解除

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止および解除する事があります。

- (1) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (3) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービス又はドリームネット利用規約に規定するドリームネット利用サービス（以下「ドリームネットサービス」といいます。）に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (4) 当社に損害を与えたとき
- (5) その他、利用者として不適当なとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条 本サービスの終了

1. 当社は、ユーザに対し3ヶ月以上前に通知し、本サービスを終了できるものとします。この場合、当社は、ユーザその他のいかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

第10条 ユーザに対する通知

1. ユーザに対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 本サービスを掲載した当社のWeb サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全てのユーザに対し通知が完了したものとみなします
- (2) ユーザが利用申込の際又はその後に当社に届け出たユーザの電子メール宛てに電子メ

ールを送信し、あるいはFAX 番号宛にFAX を送信して行います。この場合は、ユーザの電子メール又はFAX への当社が送信した時をもって、ユーザに対する通知が完了したものとみなします

(3) ユーザが利用申込の際又はその後に当社に届け出たユーザの住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物をユーザの住所に発送した時をもって、ユーザに対する通知が完了したものとみなします

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします

2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項(1)乃至(4)手続により書面に代えることができます。

第11条 個人情報の取り扱い

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、当社が保有している個人情報について、ユーザから請求があったときは、原則として開示をします。

3. ユーザは、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

4. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第12条 料金

1. 当社が提供する本サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料金とします。

第13条 利用料金の支払い義務等

1. ユーザは、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月(1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、料金表に規定する利用料金の支払いを不要とします(但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。なおIP通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース2およびコース3については本項の適用はなく、IP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

2. 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、ユーザは、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、ユーザは、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（そのウイルス検知・駆除契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3 欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額料金の日割額（この場合1ヶ月を30日とみなします。）の合計額
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスに関する料金
3 本サービスの利用中断をしたとき	利用中断をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
4. 当社は、必要に応じて、ユーザの承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる変更はユーザに通知された時に効力を生じるものとします。
5. 当社が適宜ユーザに提供する新しい利用料金については、当社よりユーザに通知するものとします。

第14条 免責事項

1. 本サービスは、ユーザの目的に適合すること、期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又はユーザ端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他完全な機能を果たすることを保証するものではありません。
2. 当社は、ユーザが本サービスの利用によりユーザや第三者（他の利用者を含みます。）に対し損害を与えた場合、ユーザは、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担さ

せないものとします。

3. IP 通信網サービスの不具合等に起因する当社の責任については、IP 通信網サービス契約約款を適用するものとし、ドリームネットサービスの不具合等に起因する当社の責任については、ドリームネット利用規約を適用するものとします。その場合、当社は、IP通信網サービス契約約款及びドリームネット利用規約に規定する責任以外はいかなる責任を負わないものとします。

4. 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、前3 項の規定は適用しません。

第15条 利用に係るユーザの義務

1. ユーザは、次のことを守っていただきます。

(1)当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと

(2)本サービスを違法な目的で利用しないこと

(3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと

(4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(6)当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと

(7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(8)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと

(9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(10)その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと

2. ユーザは、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第16条 紛争の解決

1. この規約の条項又はこの規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意を持って協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2. この規約に関する準拠法は、日本国法とします。

3. この規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

料金表

通則

1. 料金の計算方法等

(1) 当社は、ユーザがその契約に基づき支払う利用料金は料金月（1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

(2) 当社は、利用料金を日割りしません。ただし、次の場合に限り利用料金を利用日数に応じて日割りします。

①第13条第2項第2号の表に規定する場合に該当したとき

(3) 利用料金の日割りは料金月の日数により行います。この場合、第13条第2項の1欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(4) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、(1)に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

2. 利用料金の支払い

(1) ユーザは、利用料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(2) 利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3. 端数処理

当社は、利用料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

4. 利用料金の一括後払い

当社は、1の規定にかかわらず、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、あらかじめユーザから、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

5. 消費税相当額の加算

この約款の規定により料金表に定める利用料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。なお、この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

6. 延滞利息等

ユーザは、請求代金に関して支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあつ

た場合は、この限りではありません。

利用料金

1. 適用

迷惑メールブロックサービスの利用料金については、メールアドレスごとに適用します。

2. 料金額

区分	単位	利用料金
迷惑メールブロックサービス	メールアドレスごとに月額	200 円 (税込 216 円)

附則 (平成18 年7 月21 日 コOM600316)

[実施日]

1. この規約は、平成18 年7 月24 日から実施します。

[経過措置]

1. 料金表 利用料金2 (料金額) に規定する料金額にかかわらず、平成18 年8 月31 日までは適用しません。

附則 (平成18 年8 月28 日 N O S 600046)

[実施日]

1. この規約は、平成18 年9 月1 日から実施します。

[経過措置]

2. 料金表 利用料金2 (料金額) に規定する料金額にかかわらず、平成18 年9 月30 日までは適用しません。

附則 (平成18 年12 月20 日 N O S 600455)

[実施日]

1. この規約は、平成19 年1 月1 日から実施します。

[経過措置]

2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (平成20 年2 月29 日NOS701204)

[実施日]

1. この改正規定は、平成20 年3 月1 日から実施します。

[経過措置]

2. 平成20 年3 月1 日から平成20 年5 月31 日までの間に、第2 種契約者が本サービスの申込みを当社が別に定める方法による場合において行い当社が承諾した場合は、本サービスを開始した

日から翌料金月までについて、料金表 利用料金2 (料金額) に規定する利用料金の額について適用しません。

3. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則 (平成21 年5 月26 日 N O S 900118)

[実施日]

1. この規約は、平成21 年6 月1 日から実施します。

[経過措置]

2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附則 (平成22年11月16日 N O S 000775)

[実施日]

1. この規約は、平成22 年11 月19 日から実施します。

附則 (平成 25 年 9 月 26 日 AC サ 300722)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附則 (平成25年11 月26 日 A C サ300937)

[実施日]

1. この規約は、平成25 年11 月28 日から実施します。

附則 (平成25年11 月22日 ACサ300922)

[実施日]

1. この規約は、平成25年12月9日から実施します。

附 則 (平成26 年 3月 27日ACサ301643)

(実施期日)

1 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。